

別紙

新 旧 対 照 表

一 用語の意義

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法…………… 規則…………… <u>e-文書整備法……………</u> <u>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をいう。</u> 国税…………… 国税関係帳簿書類…………… 国税関係帳簿…………… 国税関係書類…………… 電磁的記録…………… 保存義務者…………… 納税地等…………… 電子取引…………… 電子計算機出力マイクロフィルム…………… プログラム……………	法…………… 規則…………… 国税…………… 国税関係帳簿書類…………… 国税関係帳簿…………… 国税関係書類…………… 電磁的記録…………… 保存義務者…………… 納税地等…………… 電子取引…………… 電子計算機出力マイクロフィルム…………… プログラム……………

電子計算機処理…………… システム…………… スキャナ保存…………… <u>法第4条第3項の承認を受け ている国税関係書類に係る電 磁的記録による保存をいう。</u>	電子計算機処理…………… システム……………
---	---------------------------

二 目次

改 正 後	改 正 前
第1章 通則 法第2条 ((定義) 関係) 第2章 適用要件 法第4条 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) 関係 法第5条 ((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムに による保存等)) 関係 第3章 申請手続等 法第6条 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) 関係 法第7条 ((電磁的記録による保存等の承認に係る変更)) 関係 <u>法第8条 ((電磁的記録による保存等の承認の取消し)) 関係</u> 第4章 電子取引 法第10条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) 関係	第1章 通則 法第2条 ((定義) 関係) 第2章 適用要件 法第4条 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) 関係 法第5条 ((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムに による保存等)) 関係 第3章 申請手続等 法第6条 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) 関係 法第7条 ((電磁的記録による保存等の承認に係る変更)) 関係 (新 設) 第4章 電子取引 法第10条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) 関係

三 法第2条（（定義）関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（電子取引の範囲）</p> <p>2-3 法第2条第6号（（電子取引の意義））に規定する「電子取引」には、<u>取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>いわゆるEDI取引</u></p> <p>(2) <u>インターネット等による取引</u></p> <p>(3) <u>電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）</u></p> <p>(4) <u>インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引</u></p>	<p>（電子取引の範囲）</p> <p>2-3 法第2条第6号（（電子取引の意義））に規定する「電子取引」には、<u>いわゆるEDI取引のほか、インターネット等による取引も、これに含まれることに留意する。</u></p>

四 法第4条（（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（自己が作成することの意義）</p> <p>4-3 法第4条第1項及び第2項（（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等））<u>並びに</u>第5条（（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等））……………</p>	<p>（自己が作成することの意義）</p> <p>4-3 法第4条（（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等））<u>及び</u>第5条（（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等））……………</p>

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義)
 4-5

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法)
 4-6

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例)
 4-7

(保存義務者が開発したプログラムの意義)
 4-10 規則第3条第1項第3号((システム関係書類等の備付け)) (同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する

(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)
 4-11 規則第3条第1項第3号イからニまで ((システム関係書類等の備付け)) (同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。
 なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同項第4号 ((電子計算機等の備付け等)) (同条第2項において準用する場合を含む。以下4-12及び4-13において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第4号 ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け

(訂正又は削除の意義)
 4-5

(訂正削除の履歴の確保の方法)
 4-6

(訂正削除の履歴の確保の特例)
 4-7

(保存義務者が開発したプログラムの意義)
 4-10 規則第3条第1項第3号((システム関係書類等の備付け))に規定する.....

(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)
 4-11 規則第3条第1項第3号イからニ ((システム関係書類等の備付け))に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。
 なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を画面及び書面に、速やかに出力できることができることとしているときは、これを認める。

改 正 後	改 正 前
<p>等))に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下4-12において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。</p> <p>(1) <u>同条第1項第3号イ</u>に掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、<u>システム変更履歴書</u>などの書類</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</p> <p>4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号((電子計算機等の備付け等))……………。</p> <p>(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、当該保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、<u>それぞれの要件に</u></p>	<p>(1) <u>同号イ</u>に掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図などの書類</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</p> <p>4-12 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))……………。</p> <p>(注) 規則第3条第1項第4号の規定の適用に当たり、<u>同号に規定する備付け及び保存をする場所(以下4-12において「保存場所」という。)</u>に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、当該保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁</p>

従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

(検索機能の意義)

4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目)

4-15
…例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。
.....

(範囲を指定して条件を設定することの意義)

4-16 規則第3条第1項第5号ロ((検索機能の確保))(同条第2項及び

的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

(検索機能の意義)

4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力される機能をいう。

(注) 検索機能には、検索結果を任意に並べ替える機能や複数の帳簿の検索結果を編集する機能は含まれない。

(検索機能における主要な記録項目)

4-15
…例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に掲げる記録項目がこれに該当する。
.....

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>第5項第5号において準用する場合を含む。）に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間（国税通則法第2条第9号（定義）に規定する課税期間をいう。以下6-1において同じ。）ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。</u></p> <p>（2以上の任意の記録項目の組合せの意義）</p> <p>4-17 <u>規則第3条第1項第5号ハ（（検索機能の確保）（同条第5項第5号において準用する場合を含む。）に規定する……、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から……</u> …</p> <p>（入力すべき記載事項の特例）</p> <p>4-18 <u>法第4条第3項（（国税関係書類の電磁的記録による保存）の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第3条第5項第4号（（スキャナ保存における電子計算機等の備付け等））に規定する電磁的</u></p>	<p>（2以上の任意の記録項目の組合せの意義）</p> <p>4-16 <u>規則第3条第1項第5号ハ（（検索機能の確保））に規定する……</u> ……、個々の国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿に係る主要な記録項目から……</p> <p>（新 設）</p>

記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。

(速やかに行うことの意義)

4-19 規則第3条第5項第1号イ（(入力方法)）に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後1週間以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。

また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、1週間以内に入力している場合には同様に扱う。

(業務の処理に係る通常の間の意味)

4-20 規則第3条第5項第1号ロ（(入力方法)）に規定する「その業務の処理に係る通常の間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの間をいうことに留意する。

なお、月次処理については通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長1ヶ月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間」として扱うこととする。

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(関連する国税関係帳簿)</u></p> <p><u>4-21 規則第3条第5項第1号ロ ((入力方法)) に規定する「関連する国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。</u></p> <p><u>(1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿 (例：売上の場合は売掛金元帳等) 等</u></p> <p><u>(2) 領収書 経費帳、現金出納帳等</u></p> <p><u>(3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等</u></p> <p><u>(4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等</u></p> <p><u>(5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等</u></p> <p><u>(6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(一の入力単位の意義)</u></p> <p><u>4-22 規則第3条第5項第2号ロ ((電子署名)) に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、そのすべてのページをいい、台紙に複数枚の国税関係書類 (レシート等) を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(入力を行う者の意義)</u></p> <p><u>4-23 規則第3条第5項第2号ロ ((電子署名)) に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を</u></p>	<p>(新 設)</p>

直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者（経理部長等）はこれに当たらないことに留意する。

なお、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名を行うこととなることに留意する。

（電子署名と電磁的記録の関連性の確保）

4-24 規則第3条第5項第2号ロ（（電子署名））に規定する「電子署名」は、当該電子署名を行った国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該電子署名を検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。

また、同号ハ（（タイムスタンプ））に規定する「タイムスタンプ」についても、当該タイムスタンプを検証することによって訂正又は削除を行った事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。

（電子署名の失効に類する事由の例示）

4-25 規則第3条第5項第2号ロ（2）（（電子署名））に規定する「その他これらに類する事由」とは、次のような事由がこれに該当する。
（1） 商業登記法第12条の2第7項の規定により届出ができることと

（新 設）

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<p><u>なった場合</u></p> <p><u>(2) 商業登記規則第33条の12第1項第1号（第3号の場合を除く。）及び第2号に該当することとなった場合</u></p> <p><u>(3) 商業登記規則第33条の13第1項に規定する電子証明書の使用を休止した場合（使用を再開した場合を除く。）</u></p> <p><u>(4) 商業登記規則第33条の16の規定により電子証明書の証明をするのが相当でなくなった場合</u></p> <p><u>なお、規則第3条第5項第2号ロ(2)の規定の適用に当たっては、電子署名を行った時に失効等していないことが必要であることを規定していることに留意する。</u></p> <p><u>(電子署名の有効性を保持するその他の方法の例示)</u></p> <p><u>4-26 規則第3条第5項第2号ロ(3)（(電子署名)）に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に行った電子署名が同号ロ(1)及び(2)を満たしている期間内に、当該電子署名が当該電子署名を行った時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認することができるようにする措置をいう。</u></p> <p><u>このような措置としては、例えば、電子署名を行った日時が特定でき、次の情報を電子署名に係る電子証明書の有効期間内かつ失効していないうちに取得した上で、取得したこれらの情報にタイムスタンプを付すなどして、情報を取得した日時及び変更がされていない</u></p>	<p>(新 設)</p>

いことを確認することができる状態で当該情報を保存する方法がこれに該当する。

(1) 電子署名に係る電子証明書

(2) 電子署名に係る電子証明書の認証パスに存在する認証局の電子証明書

(3) 電子証明書の失効情報（電子署名を行った時に電子証明書が有効であったことを示す情報）

また、同号ハ(1)（(タイムスタンプ)）に規定する「その他の方法」については、国税関係書類に係る電磁的記録等に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。

(読み取る際の意義)

4-27 規則第3条第5項第2号ハ（(タイムスタンプ)）に規定する「スキャナで読み取る際に」とは、原則として電子署名を行った後、直ちに電子署名が行われた電磁的記録ごとにタイムスタンプを付すことをいうのであるが、国税関係書類をスキャナで読み取った日（電子署名を行った日）が特定できるように、書類ごとや部署ごとに電磁的記録をまとめてタイムスタンプを付している場合には、スキャナで読み取る際にタイムスタンプを付したものとして取り扱う。

この場合、国税関係書類をスキャナで読み取った後24時間以内にタイムスタンプを付している場合には、スキャナで読み取った日が

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>特定できるものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(タイムスタンプの付し方)</u></p> <p><u>4-28 規則第3条第5項第2号ハ((タイムスタンプ))の規定の適用に当たり、「電子署名が行われている当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項」とは、電子署名を行うことにより作成された電磁的記録の記録事項(以下4-28において「電子署名データ」という。)及び国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項(以下4-28において「画像データ」という。)の両方を指すのであるから、電子署名データと画像データの両方を対象として、一のタイムスタンプを付す必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(認定業務)</u></p> <p><u>4-29 規則第3条第5項第2号ハ((タイムスタンプ))に規定する「財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。</u></p> <p><u>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</u></p> <p><u>4-30 規則第3条第5項第2号ホ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例え</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

ば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)

(新 設)

4-31 規則第3条第5項第2号ホ ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)) に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)

(新 設)

4-32 規則第3条第5項第2号ホ ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保)) に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴

4-34 規則第3条第5項第4号ニ（（スキャナ保存における電子計算機等の備付け等）の規定は、すべての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933のテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第4号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等ですべての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。

なお、テストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。

（スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目）

4-35 規則第3条第5項第5号（（準用）の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ（（検索機能の確保））に規定する「取引年月日、その他の日付け、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。

- (1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称
- (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称
- (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<p>(4) <u>注文書</u> <u>注文年月日、注文金額、取引先名称</u></p> <p>(5) <u>見積書</u> <u>見積年月日、見積金額、取引先名称</u></p> <p>(注) <u>一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第3号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</u></p>	

五 法第6条 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義)</p> <p>6-1 法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間の定めのある国税に係る国税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該国税関係帳簿を備え付けることとなることに留意する。</p>	<p>(国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義)</p> <p>6-1 法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間(国税通則法第2条第9号に規定する課税期間をいう。以下6-1において同じ。)の定めのある国税に係る国税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該国税関係帳簿を備え付けることとなる</p>

<p>(注)</p> <p>(経過措置の適用)</p> <p>6-5 法第6条第2項及び第5項第3号((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書の提出期限等に係る <u>e-文書整備法附則第3条((電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置))</u>の規定は、この規定がないこととした場合の申請書の提出期限が<u>平成18年3月31日以前</u>に到来するものについて適用があることに留意する。</p>	<p>日となることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(経過措置の適用)</p> <p>6-5 法第6条第1項及び第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書の提出期限に係る <u>附則第2項((申請書の提出期限に係る経過措置))</u>の規定は、この規定がないこととした場合の申請書の提出期限が<u>平成11年6月30日以前</u>に到来するものについて適用があることに留意する。</p>
--	---

六 法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い)</p> <p>7-1 保存義務者が法第4条第1項若しくは第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項若しくは第2項((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けている国税関係帳簿書類について、法第7条第1項((取りやめの届出書の提出))に規定する届出書(以下7-1及び7-2において「取りやめの届出書」という。)を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的</p>	<p>(取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い)</p> <p>7-1 保存義務者が法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項若しくは第2項((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けている国税関係帳簿書類について、法第7条第1項((取りやめの届出書の提出))に規定する届出書(以下7-1及び7-2において「取りやめの届出書」という。)を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電</p>

改正後	改正前
<p>記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を 書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。</p> <p><u>また、法第4条第3項の承認を受けている国税関係書類について、 取りやめの届出書を提出した場合には、電磁的記録の基となった書 類を保存しているときは当該書類を、破棄している場合には、その 届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、 それぞれの要件に従って保存することに留意する。</u></p> <p>(注) 法第8条第1項((電磁的記録による保存等の承認の取消し)) の規定により、<u>法第4条第1項及び第2項の承認が取り消された 場合については、取りやめの届出書を提出したときと同様に書面 に出力する</u>のであるが、<u>同条第3項の承認が取り消された場合の、 その後の保存の形態についてはこの限りでない。</u></p> <p>(システム変更を行った場合の取扱い)</p> <p>7-4 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステム により作成された国税関係帳簿書類に係る電磁的記録(電子計算機 出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第4条 第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき 電磁的記録を含む。以下7-4において「変更前のシステムに係る電 磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後にお いても、規則第3条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存 等))又は第4条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフ</p>	<p>子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等 をしなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 法第8条第1項((電磁的記録による保存等の承認の取消し)) の規定により、<u>電磁的記録による保存等</u>の承認が取り消された場 合についても同様である。</p> <p>(システム変更を行った場合の取扱い)</p> <p>7-4 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステム により作成された国税関係帳簿書類に係る電磁的記録(電子計算機 出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第4条 第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))の規定により保存すべき 電磁的記録を含む。以下7-4において「変更前のシステムに係る電 磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後にお いても、規則第3条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存 等))又は第4条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフ</p>

ルムによる保存等))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第4条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルム¹の保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録（法第4条第1項又は第2項（（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。））を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

また、法第4条第3項の承認を受けた電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存をすべき期間分の電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認める。

（注） 後段の取扱いによって法第7条第2項（（変更の届出書の提出））に規定する届出書を提出する場合には、当該届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) システム変更の内容
- (2) 当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情
- (3) 書面により保存等を行うこととなる国税関係帳簿書類の種類及び保存期間

ルムによる保存等))に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第4条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルム¹の保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

（注） 後段の取扱いによって法第7条第2項（（変更の届出書の提出））に規定する届出書を提出する場合には、当該届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) システム変更の内容
- (2) 当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情
- (3) 書面により保存等を行うこととなる国税関係帳簿書類の種類及び保存期間

七 法第8条（（電磁的記録による保存等の承認の取消し））関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>法第8条（（電磁的記録による保存等の承認の取消し））関係</u></p> <p><u>（スキャナ保存における承認の取消事由）</u></p> <p><u>8-1 法第4条第3項（（国税関係書類の電磁的記録による保存））の承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場合において、当該承認を受けた国税関係書類について、一部でも電磁的記録の保存が行われていないとき又は財務省令で定める要件に従っていないときは、たとえ当該電磁的記録の基となった書類を保存しているとしても、法第8条第1項第1号又は第2号（（電磁的記録による保存等の承認の取消し））に該当することとなることに留意する。</u></p> <p><u>なお、法第4条第3項の承認を受けている場合における法第8条第1項第1号の適用に当たっては、保存義務者が選択した入力期限後（入力期限がない場合には入力の後）において、電磁的記録の保存がない場合に適用されることに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

八 法第10条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程）</u></p> <p><u>10-2 規則第8条第1項第2号（（電子取引の取引情報に係る電磁的</u></p>	<p>（新 設）</p>

記録の訂正削除の防止))に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

- ① データの訂正削除を原則禁止
- ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合
(例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等)の事務処理手続(訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存)
- ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

- ① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。